

潟上市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者募集要項

1. 目的

本市へふるさと納税をされた本市外在住の方へ感謝の意を表して地元特産品等を「返礼品」として贈るために、返礼品提供事業者（以下、「提供事業者」という）を募集する。

2. 中間管理業者

本市は、ポータルサイトへの返礼品情報の掲載、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、次の事業者（以下「中間管理業者」という。）へ委託する。

【中間管理業者】

事業者名：NNK共同体（ノリット・ジャポン株式会社、ノースコマース株式会社、株式会社恋する鹿角カンパニー）

所在地：〒010-0921 秋田県秋田市大町3丁目5-8 ウィング・グラン4F

電話番号：018-853-7978

FAX 番号：018-874-7548

メール：katagami_furusato@north-commerce.jp

3. 提供事業者の要件

- (1) 市内に本社、または事業拠点や工場等が存在し、市内で生産、加工、製造又はサービスの提供を行っている事業者であること。
- (2) 上記（1）に該当しない場合には、市内で生産された原料にて加工、製造、販売を行っている、もしくは本市をPRしていると認められる法人、または個人であること。
- (3) 申込時に市税等の未納がないこと。
- (4) 各種法令に遵守し、事業を実施していること。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の事業者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、または暴力団員が経営に実質的な関与をしていないこと。
- (8) 食品を返礼品として取り扱う場合（以下「食品取扱事業者」という。）は、食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法等関係法令に従った事業活動を行っていること。
- (9) 食品取扱事業者においては、関係法令及び国が定める地場産品基準に沿って、必要な事項が記載された書類の整備・保存を行っていること。
- (10) 食品取扱事業者においては、原材料、賞味期限又は消費期限、アレルギー表示（特定原材料8品目、特定原材料に準ずる20品目及びコンタミネーションも含む。）、産地等について適正に表示していること。
- (11) 本市が実施する、ふるさと納税に関する広告・宣伝等のPR活動に際し、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ等）や事業者情報（事業者名、連絡先等）の提供が可能であること。
- (12) 法令等違反、虚偽の報告により要件に適合しない返礼品の提供を行うなど、返礼品提供事業者の行いにより、ふるさと納税に係る指定制度の解除等、本市に損害を与えた場合は、本市に生じた損害の賠償請求に応じること。

4. 返礼品の要件

次の（１）～（４）の要件を[全て]満たしていること。

ただし、要件を満たしている場合であっても、市が返礼品として適当ではないと認めた場合は、この限りではない。

- （１）令和６年６月２８日付総務省告示第１７９号第５条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- （２）本市の魅力をPRし、イメージアップに繋がる商品又は体験・サービスであること。
- （３）品質及び数量において、常に安定供給が見込まれ品質管理体制が整っているものであること。なお、期間や数量等が限定されている場合は、この限りではない。
- （４）自ら生産・製造した物以外の場合は、本市の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。

5. 申込方法

次の書類に必要事項を記入し関係書類を添付のうえ、中間管理業者へ提出すること。

なお、すでに登録している提供事業者が返礼品の追加を提案する場合には、（２）～（４）までを提出すること。

- （１）潟上市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録申込書（様式第１号）
- （２）潟上市ふるさと応援寄附金返礼品提案書（様式第２号）
- （３）返礼品として提案する商品の見積書
- （４）返礼品として提案する商品の画像データ

6. 返礼品登録、総務省による審査について

- （１）返礼品が要件を満たしていることを確認のうえ、本市から総務省へ返礼品の掲載に係る認可申請
- （２）総務省の承認後、中間管理業者にてポータルサイトへ返礼品情報を登録
- （３）寄附受付開始

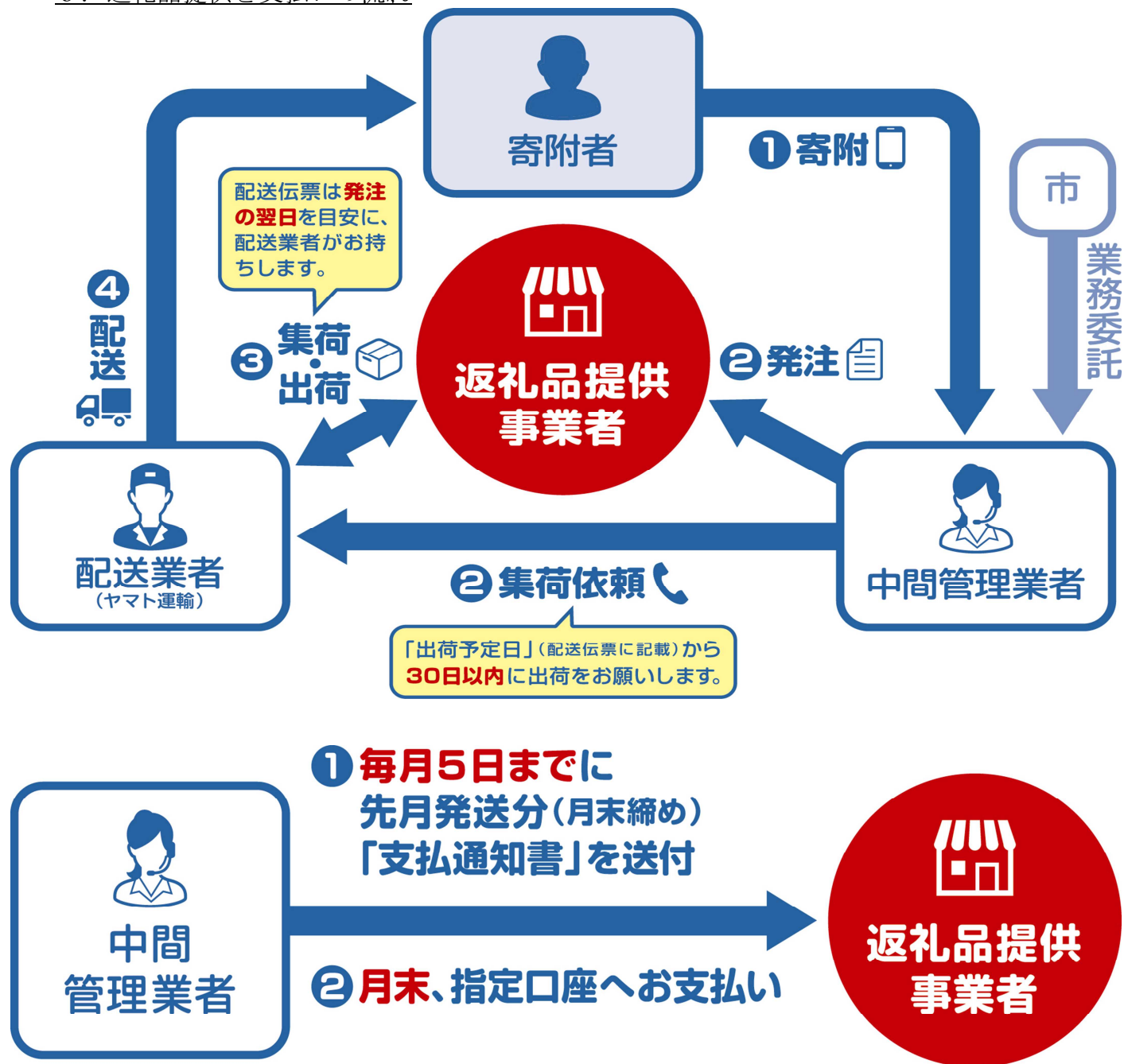
7. 返礼品の金額

- （１）商品代に梱包代及び消費税を含めた金額を返礼品の提供価格とする。
- （２）提供価格が寄附金額に対し３割以内となるよう、市が提供価格に応じて寄附金額を設定する。
なお、市が設定する寄附金額は５００円単位とする。

8. 返礼品の発送

- （１）返礼品は、この事業に係る当市等の発注に対し、遅滞無く速やかに発送すること。
なお、発送する季節や期間等が限定されている場合は、この限りではない。
- （２）送料は市の負担とする。

9. 返礼品提供と支払いの流れ



10. 返礼品登録の解除等

次の場合は返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

- (1) 提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 提供事業者又は返礼品が「3. 提供事業者の要件」又は「4. 返礼品の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止又は中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき。
- (6) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) 返礼品の品質等に対し、寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが多発するとき。
- (8) 本市ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

11. 個人情報の保護

提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、潟上市個人情報保護条例および関係法令を遵守し、提供された寄附者の個人情報は返礼品の送付以外の目的に使用しないこと。なお、提供事業者でなくなった場合も同様とする。

12. その他留意事項

- (1) 提供が決定した返礼品は、全て市が定めるポータルサイトに掲載します。また「さとふる」への掲載は任意となります。
- (2) 「さとふる」への掲載手続き等は、提供事業者にて行っていただくこととなります。
- (3) 返礼品の内容に変更があった場合、若しくは製造中止等により提供不可となった場合には、すみやかに本市へ報告してください。
- (4) 返礼品の発送時に、提供事業者のパンフレット、チラシ等を同梱する際は、その旨を市へ報告するものとします。なお、同梱するパンフレット等は、返礼品のみを発送する場合と送料が変動しない範囲とします。
- (5) 返礼品として登録された商品は、寄附者より選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- (6) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合があります。
- (7) 事業者登録申込書の内容に変更が生じる場合は、すみやかに中間管理者へ報告してください。
- (8) 広告媒体（新聞・テレビ・web等）に返礼品を強調して掲載することは、令和6年6月28日付け総務省告示第179号第2条第1項ハの規定において禁止されているため、返礼品であることを強調したものや、返礼品の情報が大部分を占める広告媒体によるPRは行わないでください。

13. 問い合わせ先

〒010-0201

潟上市天王字棒沼台226番地1

潟上市役所 産業振興部商工観光振興課

TEL：018-853-5350

FAX：018-853-5280

E-mail：kanko-ex@city.katagami.lg.jp